

行 政 視 察 報 告 書

１．委員会または会派等 自由民主党議員団
２．視察期間 平成２３年８月７日　から　平成２３年８月９日までの　３日間
３．視察先 群馬県太田市
栃木県小山市
文化庁
４．視察項目 行政改革の取り組みについて
小規模特認校について
世界遺産における稼働資産について
５．参加者 〔委員（議員）〕光田　茂、西山照清、入江裕二郎、塚本二作、境　公司、
徳永春男、田中正繁、森　竜子
〔同行〕なし
〔随員〕なし
６．考察 別紙のとおり
以上のとおり、報告いたします。 平成２３年　８　月　１５　日 報　告　者 光　　田 茂 大牟田市議会議長　殿

6. 考察

■行政改革の取り組みについて【群馬県太田市】

太田市は、「市役所は市内最大のサービス産業です」という認識のもと、太田市経営方針を定め、小さな市役所で大きなサービスを提供すると共に、市民の目線から常にサービスの現状把握を行い、改善、そして実施から、サービスの消費者である市民の満足度が向上し、行政に対する満足、そして信頼確保を図るために太田市のマネジメントシステムを用いている。その為に地方自治体では珍しいISO9001・ISO14001を業務に導入し、行政評価システムを結びつけて、総合的な行政経営システムを構築している。

そして、太田市環境方針、太田市情報セキュリティ方針も定めている。また、子供からお年寄りまで一人ひとりがまちづくりの主役であるという自らの責任を自覚し、参画と協働のまちづくりを進めるために、太田市まちづくり基本条例も制定している。

マネジメントシステムの流れとしては、S（市民の目線で考える）、P（質の高い行政サービスを目指す）、C（経営資源を有効に活用する）、D&A（成果を検証し改善する）と、SでスタートするPCDAサイクルを導入し、職員の意識改革と意識向上に努めている。しかし、ISOを考えて企画を構築することの難しさと、PCDAサイクルの維持にマンネリ化しやすいという課題もある。

事業としては、

平成15年より本庁舎の1局15課の窓口業務を土日にも開庁して行っていたが、平成23年7月より市内3ヶ所の大型ショッピングセンター内にある行政サービスセンターで行っている。

「広報おおた」の発刊をA4版からタブロイド版に変更し、スピーディーかつタイムリーな行政情報を提供するために、年35回発行している。新聞折り込みやメール便を利用し、独居老人世帯には安否確認等も含めて社会福祉協議会より個別に届けている。

小学校高学年の算数、中学校全学年の数学と英語の基礎学力の定着と向上を目指すために「教育支援隊（50名）」を配置し、学習意欲の向上や学習内容を確実に身に付けさせるなど、きめ細かな指導を充実させている。

「1%まちづくり事業」は、市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティを活性化させるために市税の1%相当額を活用し、市民の参画と協働のまちづくりを実践するものである。

他にも全53事業で行政改革に取り組んでいる。また、新たな取り組みとして、定住人口増加策で15歳までの医療費無料に加え、若い世代に転入してもらうため福祉部に出生から幼保・義務教育期間までのすべてを担当する「こども課」を新設する構想もある。

「住みよい・住みやすいまちづくり」の為に、地方分権時代に対応できる足腰の

強い自治体、そして、市民の負託に応えられる市役所づくりを目指して行政改革に取り組んでいる。

考察

市役所を市内最大のサービス産業と位置づけ、職員の意識改革をするために明確な基準と具体的なマーケティングツールを用いるために、自治体では全国初のISOを導入している。本市ではISOの導入はしてはいないものも、近い形で行政評価システムは用いられているが、「市民の目線で考える、成果を検証し改善する」に、もう少し重点を置いてもいいのではないかなと思う。

また、太田市では専門職以外の市政運営に、市民（民間企業、NPO、市民）の力をワークシェアという形で任せている。中でも水道事業では全国に先駆けて、料金収納業務から浄水場運転管理まで民間に委託している。他にもいろいろあるが、小さな市役所を目指すのであれば、このようなことも検討すべき課題であると思う。

そして、市長は市政を運営していく上で「職員が変われば市政も変わる」との認識で、職員には、顧客意識を持つことを第一に、マーケティングリサーチ能力、政策・企画提案能力、何が本当に必要なのかを的確に把握できる能力を求めてきてい。本市でも、更に職員の意識を変えていくことにより行政能力の向上を図り、市民にとっての今本当に必要なことを見極め、その上で企画提案し実行することが「住みよい・住みやすいまちづくり」につながっていくと考える。

■小規模特認校について【栃木県小山市】

視察地 栃木県小山市 人口は約16万4千人で県下2番目の都市。内陸型工業地で農業も盛ん。東北新幹線も通り交通アクセスのよい北関東の中核都市。小学校27校、中学校11校、高校5校、大学など4校がある。このうち小学校2校で小規模特認校制度を導入している。

これまでの経緯

指定されている網戸小学校、下生井小学校は、いずれも創立130年の歴史があるものの、児童数が年々減少し、平成18年度から複式学校が発生、平成27年度には完全複式学校となることを見込まれたため、平成16年、複式学級対策懇談会を実施。PTAや地域住民らで会議を行い平成18年度から、複式学級支援教員を配置した。

網戸小では、平成19年度に小規模化対策懇談会を4回実施。学校は地域のシンボルであり、地域コミュニティーの核であるとして、費用や効率性だけで考えるのではなく、130年以上地域とともにきた小学校として、地域・学校が協力し支えあいながら残すことで出来ることからやってみようと、小規模特認校導入を検討。基盤づくりとして平成20年度から、放課後活動「網戸っ子わくわく夢教室」

を実施。魅力ある学校づくりに取り組んでいる。

わくわく夢教室は、毎週金曜日の放課後に45分間実施。カリキュラムに入っていないALTによる英会話や大学生の学習会、地域ボランティアや外部講師による読み聞かせ、茶道・華道教室などを行い、他の学校にはない特色づくりに取り組んだ。下生井小学校も懇談会や地域説明会などを経て、平成21年度より放課後活動を実施。

制度の導入

両校とも平成22年度より制度を導入。網戸小には6年生1人、下生井小には1年生2人。23年度は、下生井小の1年生と4年生に各1人。網戸小の2年生に1人が転入。

導入し3年後となる平成24年度に、成果を見極め今後の方向性について話し合う会議を行う予定。また、同市では大規模でパンク寸前の学校や1学年1学級となっている学校もあり、今年度に見直しのための学校再編の協議会を立ち上げることが決まっている。

課題や問題点

問...どのような児童が転入してきているのか？また転入後、孤立化などの心配は？

答...これまでの転入生は不登校まではいかないまでも、前の学校で児童や親同士がなんらかのトラブルを抱え、環境をかえるために転入している。これまでのところ、受け入れ先でいきいきと生活しているし、受け入れ側も温かく見守っており孤立化などの心配はない。130年続いた学校の存続を目的に始まったので、地域の協力もできている。

問...児童の受け入れは希望者全員行うのか？基準は？

答...申請するまで、事前に学校見学や校長または教頭との面接があり、親子で小規模特認校の教育活動について、理解・賛同していただかなくてはならない。このなかには、PTA活動や通学の送迎なども含まれている。問い合わせは年間十数人いるが、申請者は少ない。学校に魅力があるからという理由は、正直に言って少ない。

問...見直しは3年後となっているが、今のところPTAや地域住民の声はどうか？

答...保護者のなかにはクラス替えをしてほしいという声があるのも事実で、地域の方の歴史ある学校を残したいという気持ちと1つにならない部分もあるなか、まずやれることとして小規模特認校制度を導入した。「子ども達のことを1番に考える」ということを根底におくことができれば、方向性もかわってくるのではないと思う。市全域を見直し協議会も立ち上げるようになっており、3年様子をみて思うように進まなければ振り出しに戻ることもある。

考察

歴史ある小学校を地域のコミュニティの核として守っていくという地域住民の

気持ちも大切だが、そのためにも小規模特認校という手法をとるならば魅力ある個性的な学校づくりが不可欠であることが再確認できた。

小山市では主に放課後45分間を使い、他学校にはない特色づくりに取り組みれていたが、担当者も実感されていたように「この学校に行かせたい、行きたい」と思わせるような魅力には至っていない。やはりカリキュラムの中にもっと特色のあるものを取り入れるべきではないかと感じた。例えばカリキュラムにないALTの英会話を放課後のわくわく夢教室に取り入れてあったが、これらを活用し英語教育に力を入れるなど出来ると思う。

現在のところ、転入者が少ないこともあり不登校などの児童が多くなったりトラブルが発生したりはしていないようだが、そうなった場合の対策も講じておられるように感じられた。受け入れ体制は出来ているということだったが、「あたたかく迎えよう」という感情論がメインに感じられ、在学中の保護者の理解、教職員の対応などもっとしっかりしたものが必要と感じられた。

■世界遺産における稼働資産について【文化庁】

1. これまでの経過

大牟田市の三池炭鉱関連施設が「九州・山口の近代化産業遺産群」のひとつとして平成21年1月にユネスコの世界遺産暫定一覧表に追加記載されたのを受け、世界遺産登録に向けた積極的な取り組みが行政主体で行われている状況にある。

元々のこの動きは平成17年7月に鹿児島県が主催した「九州近代遺産シンポジウム」において鹿児島県宣言が採択されたのが始まりで、平成18年6月に九州地方県知事会議で産業遺産の保護・活用が確認され、同年8月「九州近代遺産研究委員会」が設立。同年6県8市で「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産暫定一覧表入りを文化庁へ提案された。文化庁は平成19年1月に「九州・山口の近代化産業遺産群」の継続審議を決定したことで、同年12月に6県11市が共同で文化庁に再提案がなされた。平成20年9月には、文化庁世界遺産特別委員会で暫定一覧表追加記載決定がなされ、同年10月に世界遺産登録推進協議会（以後、協議会という）が設置され、関係6県11市による共同宣言（古賀市長も参加）が採択された。

このような過程を経て、ユネスコの世界遺産暫定一覧表追加記載がなされた。これは、鹿児島県が中心となって積極的な活動を行った結果であることは言うまでもない。大牟田市は、平成22年4月に世界遺産登録推進室を設置、同年6月に世界遺産推進本部を設置し、全庁上げての世界遺産登録に向けての推進体制が強化された。

大牟田市が全庁上げて取り組む世界遺産登録推進に対して、中期的（5年前後）な推進活動が大牟田市の財政負担や産業振興の妨げになる可能性も含んでおり、自由民主党議員団としては慎重な取り組みが必要という考えから、幾つかの疑問について文化庁に確認を求めた。

2. 文化庁における質問と答弁内容

文化庁に於いて、世界文化遺産室専門官草野純一氏と史跡部門文化財調査室の山下信一郎氏、同推薦係長の坂本真樹の3氏と面談を行った。我々の質問に対しての返答を以下に示す。

問1：ユネスコの世界遺産登録数が1,000件近くに達しているなか、一方では登録数の限界（1,000件又は1,500件～2,000件）の噂もあるが、文化庁としてはどのような認識を持っているか。

答1：今後の登録数については、指摘を受けた具体的な数値がユネスコから正式な指導等やコメントがなされていない。近年において登録件数が減少しているのは事実ではある。

問2：国内暫定リスト入りし、本登録まで5年～10年間までの登録を目標としているが、この期間本登録出来なくなった場合の国内暫定リスト入りした遺産物件はどうなるのか。

答2：今のところでは国内暫定リスト入りから外すということではない。

問3：2006年・2007年の暫定リスト入り候補合計が56件の応募があっているが、この応募リストはどうされるのか。

答3：委員会で審査を重ね、世界遺産の趣旨に沿ったものについては暫定リスト入りとなる。

問4：九州・山口の登録の可能性はどうか

答4：世界遺産の趣旨に沿ったものとして、「顕著な普遍的価値」が求められる。現段階は推薦準備作業中であり、本登録に向けた正式な申請書類および協議の段階にあらず。まだ、自治体段階での調査段階であるとの認識である。

問5：世界遺産は永久に守ることが目的である。そのためには維持管理費が問題となるが、その管理費用については国からの補助があるのか

答5：大きな補修改築工事等が発生した場合は、その費用の2分の1を負担するが、通常の維持管理費の補助はしない。

問6：世界遺産本登録になった場合、6年毎に保存状態の視察審査が行われるが、この場合でも日常の維持管理費用は自治体持ちか。

答6：国からの補助はない。

問7：世界遺産委員会のメンバー構成は。

答7：世界遺産委員会は、世界遺産条約に基づく締約国の中から異なる地域および文化を偏りなく代表するよう選ばれた21ヵ国によって構成。委員会の任期は原

則 6 年間で、2 年に一度開かれる世界遺産条約締約国総会で改選される。日本は 2003 年～2007 年までの 4 年間は委員会に名前を連ねていたが、現在はメンバーに入っていない。

問 8：稼働中の産業遺産（三池港）について

答 8： 稼働資産は文化遺産としては認定しにくい、認定できないということではない。例：東京駅丸の内本屋（H15 重文指定）、石岡第一発電所施設（H20 年重文指定）、白岩堰堤砂防施設（H21 重文指定）他 3 件有り

稼働中の資産の留意点

イ）世界遺産条約上、「産業遺産」の定義が未だ定まっていない。

ロ）世界遺産には稼働中の資産を登録した例有り（オーストラリア：ゼンメリング鉄道等）

ハ）価値を将来にわたって保存することが重要であり、文化財保護法を用いないとしても、世界遺産条約上、求められるレベルでの保護手法である必要あり。

ニ）規制が課せられることについて所有者の同意が必要。

国内の世界遺産暫定一覧で、稼働資産が含まれている案件は「九州・山口の近代化遺産群」のみである。（三池港、製鉄所、造船所等 5 件）

問 9：文化庁の権限

答 9： 法律にもとづいた権限の執行。

保護にかかわる案件（連絡会議で決定）

世界遺産の保存管理（指導）

問 10：世界遺産登録に当たり大牟田市では駐車場を整備しているが、この駐車場は必要なのか。

答 10： 駐車場が無いと世界遺産登録に支障をきたすことにはならない。世界遺産の登録の目的は観光ではなく、あくまでも「顕著な普遍的価値」を維持するための保存が目的である。文化庁としてもそのような指導はしていない。地域の盛り上がりが重要である。

3. 考察

今後の世界遺産登録における取組みについては、今までの取組みの経緯や大牟田市の市政状況からの優先準備、及び近代化産業遺産群としての自治体の連携や稼働資産の取り扱い等を総合的に判断した場合、慎重な取組みが求められる。

慎重な取組みを要するとする要因を下記に示す。

世界遺産暫定リスト入りまでの過程で、一般市民の参加が無く盛り上がりにかけている。

世界遺産登録が観光産業に寄与するとしているが、その検証がなされていない

まま市民無視で行政当局のみ一人歩きしている感がある。

本登録まで順調にいても平成27年7月の予定であり、この期間の投資金額と大牟田市民の行政運営に対する優先順位に理解が得られるのが疑問である。

世界遺産登録は、あくまでも「顕著な普遍的価値」に終始することが目的であり、観光目的とした本登録ではない。

世界遺産登録を否定するものではない。粛々と推し進め市民の理解を得ながら最小限度の予算の計上で、周辺整備がおこなわれることが妥当と考える。

一番怖いのは恰も、世界遺産登録が行政の最優先課題として間違った位置付けがなされ、大牟田市民が一番重要課題（市民アンケート結果）としている働く場の確保、つまり、雇用問題及び企業誘致、地元産業の育成等の重要課題が疎かになることが一番怖い。

世界遺産は大牟田のまちづくりの一つの要因には成っても、核には成り得ないと断定する。

知名度は確かに上がる。

炭坑施設だけでは観光に成らない。大牟田近郊の観光施設と相乗効果が有られるような広域的しかも体験的な観光計画の作成が必要。

以上の観点から急がば廻れの精神で取り組まれることを望みます。